

# 山梨県公報

第千八百八十六号

平成二十年

九月十一日

木曜日

## 目次

道路の供用開始	五二五
建築基準法に基づく道路位置指定	五二五
公告	五二五
落札者等の決定について(二件)	五二五
大規模小売店舗を設置する者の変更の届出	五二六
大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出	五二六
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十一件)	五二七
教育委員会	五二七
博物館の登録	五二九

## 告示

### 山梨県告示第三百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年十月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年九月十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	塩山停車場大菩薩嶺線	甲州市塩山上萩原字萩原山四七 八三番の一地从ら	六八・〇	平成二十年九月十一日

八三番の一地从ら

### 山梨県告示第三百九十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年九月十一日

山梨県知事 横内正明

- 道路の位置  
笛吹市石和町井戸字豊岡二四番三及び二五番四
- 道路の幅員  
五・〇〇メートル
- 道路の延長  
二七・二七メートル

## 公告

●落札者等の決定について  
次のとおり随意契約の落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約にかかるとのである。

平成二十年九月十一日

山梨県知事 横内正明

- 随意契約に係る役務の名称及び数量  
山梨県ホームページリニューアル業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県知事政策局広聴広報課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成二十年八月十一日
- 随意契約の相手方の名称及び住所  
グロীবアルデザイン株式会社 静岡県静岡市駿河区南町十四番二十五号エスパイオ六階  
株式会社YSK e.com 山梨県甲府市湯田二丁目十三番二号

五 随意契約にかかる契約金額  
四千五百八十八万円

六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

● 落札者等の決定について  
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成二十年九月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

農業農村整備事業標準積算システム「クライアント」機器等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県農政部耕地課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十年八月十二日

四 落札者の氏名及び住所

NECリース株式会社西東京支店 東京都立川市曙町二丁目十七番三号

五 落札金額

月 額 七十六万三千六百元

六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日  
平成二十年七月三日

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十一年一月十一日まで縦覧に供する。

平成二十年九月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 大和情報サービス株式会社 代表取締役 福島長男

2 住所 東京都台東区上野七丁目十四番四号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ国母

(二)(-) 所在地 甲府市大里町三百五十一の一番地外

2 変更した事項

変更事項	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	代表取締役 福島長男

3 変更の年月日

平成十九年七月四日

届出年月日

平成二十年八月二十五日

● 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十一年一月十一日まで縦覧に供する。  
平成二十年九月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 ランドハウス株式会社 代表取締役 依田章

2 住所 南巨摩郡鵜沢町一番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 おかじま田富食品館

(二)(-) 所在地 中央市西花輪字小宮四千四百二十四番八

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後				
駐車場の位置及び収容台数	二百六十八台 届出の図面のとおり	八十五台 届出の図面のとおり				
来客が駐車場を利用することができるとする時間帯	午前八時三十分から午後十時まで	<table border="1"> <tr> <td>駐車場A</td> <td>午前八時三十分から午後十時三十分まで</td> </tr> <tr> <td>駐車場B</td> <td>午前八時三十分から午後十時まで</td> </tr> </table>	駐車場A	午前八時三十分から午後十時三十分まで	駐車場B	午前八時三十分から午後十時まで
駐車場A	午前八時三十分から午後十時三十分まで					
駐車場B	午前八時三十分から午後十時まで					
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	八力所 届出の図面のとおり	四力所 届出の図面のとおり				

3 変更する年月日

平成二十一年四月二十日

届出年月日

平成二十年八月十九日

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年九月十一日

山梨県知事 横内 正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年八月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社五味建設
  - 2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町中丸千二百五十番地
  - 3 代表者の氏名 清水公久
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一五）第四六九四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工

事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十年七月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年九月十一日

山梨県知事 横内 正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年八月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社栗田工業
  - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町八田百三十九番地
  - 3 代表者の氏名 武川正一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第五二〇〇号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年七月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年九月十一日

山梨県知事 横内 正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年八月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 大同建設工業株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市塩部一丁目十五番十二号
  - 3 代表者の氏名 酒井清春
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第八五二六号
- 四 処分の内容 ほ装工事業、さく井工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年七月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十年九月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年八月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 窪澤土建
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市飯田四丁目三番十一号
  - 3 代表者の氏名 窪澤剛
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第五五三三号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年七月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十年九月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年八月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 ウエダ
  - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市長塚七百三十八番地七
  - 3 代表者の氏名 上田春男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八八九三号
- 四 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年七月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十年九月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年八月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社富士急リゾートアメニティ
  - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村平野字向切詰五百六番地二百九十六
  - 3 代表者の氏名 勝俣收
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第八六八〇号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年八月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十年九月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年八月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社若草建設
  - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市鏡中條五百九十一番地
  - 3 代表者の氏名 内田明
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第六四八九号
- 四 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年八月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十年九月十一日

平成二十年九月十一日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十年八月十八日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 商号 興水土建株式会社
    - 2 主たる営業所の所在地 北杜市高根町長沢四百四十七番地
    - 3 代表者の氏名 興水政昭
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第四九五三号
  - 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成二十年八月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

- 平成二十年九月十一日 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十年八月十八日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 商号 有限会社協栄索道
    - 2 主たる営業所の所在地 山梨市東後屋敷五百七十六番地一
    - 3 代表者の氏名 姉崎昭雄
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八九〇三号
  - 四 処分の内容 土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成二十年八月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

- 平成二十年九月十一日 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十年八月二十五日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 1 商号 マルシン技研工業株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上町二千二百二十五番地
  - 3 代表者の氏名 伊藤隆文
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第七一六四号
  - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成二十年八月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

- 平成二十年九月十一日 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十年八月二十五日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 商号 有限会社小笠原工業
    - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町大島七百六番地
    - 3 代表者の氏名 兩宮昭彦
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第五五八号
  - 四 処分の内容 土木工事業及びとび・土工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成二十年八月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

## 教育委員会

山梨県教育委員会教育長告示第一号  
 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定により、次のとおり博物館を登録した。

- 平成二十年九月十一日 山梨県教育委員会 教育長 廣 瀬 孝 嘉
- 一 登録年月日

平成二十年九月一日

二 記号番号

梨博 第二十三号

三 設置者

南部町

四 名称

近藤浩一路記念南部町立美術館

五 所在地

山梨県南巨摩郡南部町大和三百六十番地

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番